

公文書等の適切な管理、保存 及び利用に関する懇談会

第10回議事要旨

内閣府大臣官房管理室

内閣官房大臣官房長 それでは、先生方皆さんおそろいのようにございますので、ただいまから第10回「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」を開催させていただきます。

私、官房長をしております永谷と申します。どうぞよろしく申し上げます。

まず、本日は座長の交代について御報告をさせていただきたいと思っております。

平成15年12月の懇談会発足以来、座長をお務めいただきました高山先生が、本年4月から国立公文書館理事に御就任されたため、辞意を表明され、本懇談会座長を退任されることになりました。

そこで、内閣官房長官から尾崎委員に新座長就任のお願いをいたしましたところ、御快諾をいただきましたので、本日の懇談会から座長をお願いすることになりました。また、組織の再編のために、平成17年4月から大臣官房管理室が私どもの方で設置されておりまして、公文書館の担当は従前の企画調整課から管理室へ変更になっておりますので御報告申し上げます。

これらの事情を反映しまして、官房長官決定の見直しがありましたので、本日、資料1でございますけれども、配付をさせていただいております。

それでは、ここで尾崎新座長に御就任のごあいさつをさせていただきたいと思っております。

尾崎座長、よろしく申し上げます。

尾崎座長 ただいま御紹介ございましたように、7月21日に官房長官に呼ばれまして、高山先生が座長を退かれるということになりましたので、その後をやってほしいというお話がございました。お引き受けすることにさせていただきました。

私、この種の問題で御出席の皆様と比較した場合に、一番知識が足りないだろうというように思っているわけですが、はなはだ僭越だと思いつつもお断りするのもどうかと思ひまして、お引き受けした次第でございます。

どうかよろしく願ひいたしたいと思ひます。

内閣府大臣官房長 尾崎座長、どうもありがとうございました。

以降の進行につきましては、尾崎座長に願ひしたいと思ひますので、どうぞよろしく願ひします。

尾崎座長 まず一番最初の仕事は、懇談会の運営規則というものがございまして、座長代理を指名させていただくことのようにあります。

したがいまして、座長代理をお願いしたいわけですが、高山座長のときに引き続きまして後藤委員に願ひいたしたいと思ひます。どうぞよろしく願ひします。

後藤委員 大変僭越で微力なんですけれども、引き続き座長の下で代理を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願ひいたします。

尾崎座長 どうぞよろしく願ひいたします。

それでは、本日の会議の進め方について御説明申し上げます。

まず、今、お手元に配られております昨年6月の懇談会報告を受けました後の取組みの

進展状況につきまして、内閣府と国立公文書館から御報告をいただくこととしております。

その後、中間書庫システム及び電子媒体に関する両研究会、2つの研究会がございますが、その検討状況を前回、報告委員をお願いしてございます後藤委員と山田委員から御報告いただきまして、それを受けまして今後の研究会における検討の方向、懇談会の今後の運営について意見交換をお願いしたいと思っております。

それでは、まず配付資料の確認をお願い致したいと思っております。

企画調整課長 それでは、事務局の方で配付資料の項目のみ御紹介をいたします。

配付資料のリストは会議次第の次のページに付けてあるとおりでございますが、資料1が官房長官決定の変更をされた今懇談会の開催についてのペーパーでございます。

資料2が「懇談会報告を受けた移管基準の見直しについて」という内閣府の資料でございます。

資料3が国立公文書館作成の資料でございまして、3-1「独立行政法人国立公文書館第2期中期目標・中間計画、平成17年度計画比較表」。

3-2「所蔵公文書等の現況と利用状況（各府省別歴史公文書等の受入れ等冊数）」。

3-3「各府省からの移管申し出等の状況と移管計画数一覧」。

3-4「アジア歴史資料センターホームページアクセス状況一覧（アジア歴史資料センターデータ投入実績）」。

3-5「菊池館長ICA第一副会長就任について」。

3-6「市町村合併時における公文書等の保存について（要請）」。

資料番号を付けておりませんが、その他パンフレット類を配付しております。

資料4「公文書等の管理・移管・保存施策に関する研究について」という、内閣府大臣官房管理室名のペーパーでございます。

資料5が後藤委員の報告資料。

資料6が山田委員の報告資料。

参考資料として「日本と諸外国における電子政府化及び電子文書管理・保存への取組み状況」。

資料7「今後の運営について」。

資料8は前回以降の、本懇談会に関連する新聞記事のコピーを配付させていただいております。

以上でございます。

尾崎座長 ありがとうございます。

今の御説明に何かございますか。よろしゅうございますか。

今ごらんいただきましたように、大変盛りだくさんでございます。予定によりますと4時には終わりたいということでございます。皆さん御予定もおありでしょうから、4時をめぐるといたしまして進行を考えていきたいと思っておりますので、御協力お願いいたします。

では、本日の議題に入ります。

まず、前回の懇談会、3月22日でございましたが、その懇談会以後における懇談会報告書の提言を受けた取組みの進展状況を、前回の段階でもいろいろ概略のお話も伺ったような気がしますが、その後の取組みの状況が更に進展しているようでございますので、内閣府と国立公文書館からそれぞれ御報告をお願いいたしたいと思っております。

最初に、内閣府からお願いいたしまして、続いて国立公文書館ということにいたしたいと思っております。

では、よろしく申し上げます。

企画調整課長 内閣府でございますが、最初に資料4です。今懇談会の御指示を受けまして、2つの研究会を設置したということございまして、資料4にその設置についてのペーパーで、5月11日時点のものを付けさせていただいております。

2つ研究会を設置いたしまして、参考2というところに研究会の委員の先生方、後藤委員、山田委員をそれぞれ各研究会の座長をお願いしまして、それぞれ御専門の先生に御参加をいただいております。それぞれ既に2回開催されておりますが、詳細は後ほど後藤委員、山田委員から御報告いただきます。

では、内閣府自体といたしましては、資料2「懇談会報告を受けた移管基準の見直しについて」というペーパーを配付させていただいております。

これは、昨年の懇談会報告を踏まえまして、特に各省から内閣府に対して、あるいは内閣府を通じて公文書館に移管する文書の移管基準についての改正でございます。報告書を受けまして、各省庁、原局原課まで、あるいは行政のやり方まで影響いたしますので、じっくりと時間をかけて協議をいたしました。本年1月から協議を開始いたしまして、6月30日ぎりぎりの段階で合意をいただきました。

大枠としては、国立公文書館法がありまして、それを受けて閣議決定があり、官房長等申合せがあり、文書課長等申合せがあるということは維持しております。その上で、各省庁の文書管理権限を、ある意味では法律のままですと自由裁量が相当程度あるものですから、そこを官房長以下の申合せでそろえるというやり方でございます。

この手法は踏襲した上で、その内容について懇談会の御意見を反映させる努力をした次第でございます。

その結果でございますが、2ページをお開きいただきますと、新たな移管基準として国政上の重要事項ということの中身といたしまして、明確な基準を整備したということでございます。公文書を類型にいたしまして、できる限り客観的かつ明確な基準にするということで、まず定型的基準を導入するということで「保存期間30年以上経過した文書」「閣議請議文書」「事務次官以上の決裁文書」というものを導入いたしまして、これにつきましては原則として国立公文書館に移管するという申合せを行ったところでございます。

各府省庁保有の広報資料、広報誌、PR用パンフレット、ポスター、ビデオ等につきましても、従来、行政文書ではございますが、行政文書ファイルに登載されていなかったこ

とから、事実上、公文書館には移管されていなかったものでございますが、これにつきましても移管対象とするということで申合せをしております。

八でございますが、毎年度の移管事務の軽減にも資するものでございますが、予算書、白書等を毎年定期的に作成する文書については、あらかじめ各省と内閣府の間で移管すべきということを合意しておくということ。

二でございますが、内閣府があらかじめ指定した特定の国政の重要事項につきましては、各行政機関とその関連する文書につき合意をするという制度をつくったところでございます。

以上は、懇談会報告にほぼ盛り込まれておったところでございます。

ホでございますが、重要な歴史資料を確実に移管・保存していくため、特に、国立公文書館は独立行政法人になって、その職員の求めに対して、各府省は国立公文書館の性格についていろいろ誤解等もあって、重要な役目を果たせないことがあってはいけないということがございますので、国立公文書館は特定独立行政法人ということで、職員は国家公務員の身分を有しているわけでございますので、その点を前提にいたしまして、各府省が、例えば国立公文書館職員が行政文書を見せてほしいと言った場合に、各府省は協力をするという申合せをしたところでございまして、独立行政法人になってもしっかりと仕事ができるような仕組みということを整備した次第でございます。

その下にございますように、17年度の移管から早速この基準を適用するというところで、各府省は文書の洗い出しに入っているところでございます。

会計検査院とも移管基準の改定を行っております。

今後、最高裁との間で移管基準について早期の合意を目指したいというふうに思っております。

内閣府からは以上でございます。

尾崎座長 ありがとうございます。

ただいまの御報告、何か御質問なり御意見なりおありになりますでしょうか。

宇賀委員 国会との関係は、今どんな状況になっていますでしょうか。

企画調整課長 懇談会からは司法府、立法府とも同じように移管基準の定めを結ぶようにという御指示でございましたので、法制局が独立しているようでございますので、衆参の事務局と文書課系の事務局と法制局にそれぞれ行きまして、同じように説明をいたした次第でございます。総じて言いますと、懇談会報告の内容についてはよく御理解をいただいたようなんですが、最高裁との違いは、やはりこれは国会の先生の御理解がないとなかなか実現しないということで、事務当局だけでは直ちに合意できないというようなことでお話ございました。

そこで、まず話が基本的に担当レベルで合意ができましたら、最高裁との詰めを急ぐことにいたしまして、それから立法府と本格的な協議に入りたいと思っております。また並行して、一般的なものでございますが、国会の先生、議員の先生にも国立公文書館の活動

についての御理解をいただく活動を進めていきたいということで、たまたま先生方も議連のようなものもつくられましたので、そういうところを通じて公文書館の活動一般についての御理解を賜るという段階でございます。

以上でございます。

尾崎座長 宇賀先生、それでよろしゅうございますか。

ほかに。どうぞ、加藤先生。

加藤委員 「内容」に書かれております「イ」から「ロ」をよく読めば、判然とするところなのでしょうが、ただ一読しただけですと、どこが変わったのかが判りにくいように思います。懇談会の第6回のときに、宇賀委員から行政機関情報公開法と国立公文書館法の改正の可能性を含めたすり合わせのご提案がありました。例えば、30年経った文書はすべて国立公文書館に入れてしまうようにするには、国立公文書館法の15条の第2項の改正が問われます。また、例えば非現用になった場合に、廃棄か移管かというようなときに、廃棄についてまで作成原局に判断させるのではなく国立公文書館にやらせるということについては、やはり15条第2項の改正が関わってくる。あとは、中間書庫の場合についても11条の第1項6号、こういう改正も視野に入ってくる。今回の取り決めは、国立公文書館法の11条の第1項3号というような、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する助言が国立公文書館はできる点を読み込んだ上で「各府省庁は国立公文書館に協力」というような言葉を入れたものと思うんですが、例えば、この国立公文書館法の11条第1項3号などを変える方向で頑張っていく、ということまではいかないものなのかをお知らせいただけますか。

企画調整課長 今回、私が先ほど御説明したものは、基本的には現行法の枠内での行政内での工夫、合意で、どこまで懇談会報告に近づけられるかということで、最大限の努力をしたものでございますので、条文の改正についての議論は、とりあえず行政部内ではまだ何も行っておりません。

ただ、国立公文書館が独立行政法人であるということ。特に特定独立行政法人であるということにつきましては、昨年、報告書が出て以来、行政部内で相当の議論がございましたが、公務員の身分を残すべきと、極めて例外的な独立行政法人として位置づけられたということを踏まえまして、それを最大限担保するというところで行政部内の申合せを行ったということでございます。

そこで前提しております公文書館の役割というのは、移管に当たってどういう文書を国立公文書館に移管すべきかについて、専門的な意見を述べられるということでありまして、内閣府はその意見を十分尊重して、各省に働きかけていくという役目を持っておりますが、国立公文書館がしっかりした意見を持つためにも、選別ということもございますけれども、文書のタイトルだけではなく中身まで必要に応じては見ることができるということをしっかり制度的に担保することが必要だろうということで、こういう申合せを、特に懇談会報告に直接には言及されておりましたが、ほかのところでの御議論も踏まえて、最大

限行政でできることについて合意をとったということでございます。

尾崎座長 そうすると、現行法の中で各府省庁の頭の整理というのは、一応これでできた。

企画調整課長 懇談会報告については、それまではそもそも懇談会報告について知らなかった行政官も多数あったわけですがけれども、全府省、各原局原課に関係がありますので、この協議を通じまして、十分PRも同時にできたということでもありますので、頭の整理、現行法についての理解も十分した上で、最大限の申合せということでき上がったものがございます。

尾崎座長 菊池さん、国立公文書館職員に各省庁が協力するという点について、今回の申合せは公文書館から見て有意義ですか。

国立公文書館長 これは今までですと、実態はともかくとして、一応直接折衝するのは法律上の建前から言うと、内閣総理大臣と各省大臣がこの文書の移管についての協議をします。言ってみると、第三者としてあるいは最初の受取手としての公文書館の位置づけだったわけですがけれども、法律はともかくとして、こういう形の申合せが各省の間でできると、公文書館の職員が実際に各省に対して文書管理ファイルでやりやすくなる。そういう意味で言うと、これは大変大きな前進だというふうに私どもの方で理解しています。

尾崎座長 これは報告書になかったんですか。

企画調整課長 報告書には直接は言及はございません。

尾崎座長 いいものが入ったんですね。

企画調整課長 趣旨は、十分いろいろなところに抽象的には書かれておりました。

国立公文書館長 今まででも実際にやっていなかったかということ、ただ、協力すると言っても協力の度合いは各省によって違うんですが、今度、保存期間が満了する文書のファイルの一覧表を出してくださいということでは言っていた。確かに、こういうようなものについて、これは各省庁に対して移管の対象ではなく、破棄の方になっているから、その中身を見せてもらわないといけませんねということで、いろいろお尋ねをしたりしますと、省によっては見せてくれたりするところもあります。見せてくれないで、中身は大したことはありませんということで、それで終わってしまうところもある。実際に見せてもらおうと、こういうファイルの中に紙が1枚か2枚挟まっているだけというようなものもあって、要するに、名実が伴っていないようなものがあります。あるいは何年の何何関係文書という中にざばっととじてしまっていると、中身に何が入っているのか実際に見てみないとわからないというようなところがあります。

少なくとも、そういうようなものについての手がかりが各省が合意の上でオーソライズされたということは、相当程度御協力いただけることになっているんですからということと言える。これは大きな前進だと思います。

尾崎座長 ほかに何かございますか。

もしよろしければ、国立公文書館の方のお話も聞いてから併せてやりましょうか。

三宅委員 済みません。

2ページの下から5行目の「文書閲覧窓口制度に基づく閲覧目録掲載の文書等」というのは、これは情報公開法の何か閲覧窓口と連動しているんですか。それとも、歴史文書だから、少し現用文書と非現用文書の違いはあるんですか。

企画調整課長 この制度は情報公開法ができる前から、政府の説明責任ということであった制度ということで、さほど注目されているわけではありませんが、現在でも生きている制度でございますので、その目録に掲載された文書については、国立公文書館に送付すべきであるということで、提言の中に入れておりましたので、これを実現したものというふうに考えております。

三宅委員 情報公開法の文書目録がありますね。それとは連動しているんですか。

企画調整課長 そのところは、総務省のどなたかお願いします。

国立公文書館次長 それでは、知っている範囲でお答えしますと、情報公開法については行政文書ファイルです。文書閲覧窓口制度では、出版物や公表物について役所に来ているんなものを見られる、そうゆうリストを閲覧窓口を用意しております。

国立公文書館長 情報公開法を検討する以前に、まず法制ではなくても、実際にどのようなものがみんな公開されているか、統計結果やパンフレット、こういうものを窓口で備え付けておいて、希望者が来たら見せるようにしましょうということをやったのが文書閲覧制度です。

三宅委員 これは大平内閣のときのですか。あのときの情報提供制度とはまた別なんですか。

国立公文書館長 あの流れではありますけれども、あれを一步進めたのが文書閲覧窓口のようなものです。

国立公文書館次長 昭和55年の閣議了解ですね。

三宅委員 大平内閣のときは55年ぐらいではなかったでしたか。

国立公文書館次長 閣議了解の中では、文書閲覧制度とともに国立公文書館に移管を促進しなさいということも、うたわれていたと思います。

尾崎座長 よろしいですか。

三宅委員 もう1点なんですが、多分、これは一応歴史的公文書という限定で見直しの移管基準の対象になっている情報がそうなのだと思うんですが、最近の電子データでの文書のやりとりなんかについては、何か各省庁で話に出ましたか。それとも、それは今回の研究会の中のまた特別の研究の待ちということで、別扱いでお話をされているんですか。

企画調整課長 特にそのことを念頭に置いて、入れる・入れないという議論をしたものではございません。ですから、形の上では対象に入っているわけですが、ただ、分量的には、ごく新しいものを除きますと、まだ行政文書ファイルに登録されている文書のほとんどが、ゼロではないわけですが、紙文書でございます。ですから、とり

あえずは、私ども原案しては、紙の文書を主として念頭に議論をし、特にその点について議論はございませんでしたので、この懇談会及び研究会での検討を待って、必要あらば将来変えるということだと思っております。

尾崎座長 よろしゅうございますか。

それでは、国立公文書館の石堂次長のお話を伺ってから、またもし内閣府の関係の御質問がございましたら、国立公文書館の質問と併せてどうぞ発言してください。

それでは、お願いします。

国立公文書館次長 それでは、資料3 - 1に基づきまして国立公文書館の第2期中期計画について、特に懇談会報告に関連のある事項について重点的に御説明をしたいと思います。

御存じのように、国立公文書館は13年度に独立行政法人になりまして、4年間の中期目標期間ということで、16年度で終わったわけでございます。この間、第2期中期計画の策定をめぐって経緯をお話ししますと、17年度中に中期目標期間が終了する独立行政法人の組織、業務全般の見直しをなささいという閣議決定がなされていまして、16年度中に見直しをする法人という対象に公文書館がなったということでございます。このため、内閣府の評価委員会は、昨年8月でありますけれども、3年間の業務実績、それから、国立公文書館を改めて国の機関として充実、強化を図ることが必要であるというような内容の意見をとりまとめて出したと。

次に、内閣府としては、この官房長官の懇談会報告書、内閣府の評価委員会意見を踏まえまして、引き続き国立公文書館の業務の効率的運営に努めつつ、国の将来の国民に対する説明責任を果たすため、歴史公文書等が国立公文書館において適切に保存され、国民に利用されることを保証する体制整備を図るといような見直し案を提出したということでございます。

これに基づきまして、総務省に置かれた評価委員会が検討したわけですがけれども、この閣議決定の見直し案の方針として、大きく2つございまして、1つは、民間にできることは民間に委ねるとい観点から、独立行政法人の組織、業務全般について、極力整理、縮小する方向で見直すんだと。

特定独立行政法人、要するに公務員化の部分ですがけれども、特定独立行政法人については、非公務員化を図るんだとい大きな目標で見直しを図ったわけですがけれども、先ほど課長からお話しがありましたように、公文書館の非公務員化といことでのいろいろ議論がありました。

しかしながら、懇談会報告等の提言があり、引き続き公務員の身分のまま公文書館が実施できるといような勧告の方向性が、総務省の評価委員会から内閣総理大臣に出されたといことでございます。

内閣府としては、その評価委員会の勧告の方向性に沿った見直し案を提出し、政府に置かれた行政改革本部においてそれを承認されたといようなことでございます。

それに基づきまして、内閣府は中期目標、国立公文書館はその中期目標を受けた中期計画を作成したという経緯がございます。

次に、資料3の中期計画のところを御説明いたしますけれども「1中期目標の期間」でございませけれども、前期は4年間でございますけれども、今期の中期目標の期間は平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間になっております。これは、先ほど課長からお話があったと思っておりますけれども、懇談会報告等で、仮に法律改正をするようなことがあるのであれば、いろいろ準備期間が必要だろうということをご考慮した上での期間だろうというふうに考えております。

この表の見方ですけれども、一番左側が「第2期中期目標」。これが、総理大臣が決めるものでございます。

真ん中の「第2期中期計画」。これは、国立公文書館が作成した部分。

一番右の「平成17年度年度計画」でございませけれども、中期計画に基づいた、各年度ごとの詳細な実施計画を定めたものということになっております。

中期計画を中心に見ますと、真ん中の段でございませけれども、一番目として「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」としまして、1つは(1)で業務全般の効率化を図り、経費総額について、中期目標の最終年度に前期中期目標の最終年度、平成16年度に対して7%以上削減するという計画でございませ。

この一番最後の行でございませけれども「中期目標期間中、毎事業年度において、対前年度2%以上の縮減を図る」という計画をつくっているところでございませ。

次に、2ページ目でございませけれども、2番目の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」でございまして、ここで1つ掲げてあります「(1)体制整備の検討」。これが先ほどの目標期間とも関わってくるわけでございますけれども、公文書館等の適切な管理、保存及び利用を行うため、内閣官房長官主宰の懇談会報告書等、等というのは評価委員会の意見でございませけれども、等を踏まえ、業務の一層の効率化を図りつつ、館の機能の充実強化のために必要な体制整備を図ることを検討すると。この中期期間内に検討していくということでございませ。

2番目として「歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置」でございまして「受入れのための適切な措置」。これがi、iiとございませけれども、これは移管関係ということで、今、企画調整課長から御説明もありました移管の関係で、ここに各府省から担保していただけるということで目標を示され、計画として書いた部分でございませ。

「公文書等の移管について内閣総理大臣に対して述べる意見の充実を図るため、あらかじめ各府省庁が保有する公文書等を把握し、専門的知見を活かして精査を行うなど、その具体的な運用、手続に関する改善方策の検討を平成17年度より行い、その結果を順次反映させる」。

2番目として「上記i)の結果を踏まえつつ、移管基準(手続を含む。)の改善に資する調査研究を行って、その結果を内閣総理大臣に報告することにより、順次政府の移管基

準の改善に反映させる」ということでございます。

今回、17年度から新しい移管基準が動き出すわけございまして、それを見ながら私も実際に精査した部分で総理大臣に意見を申し上げるとい形になっております。これにつきましては、勧告の方向性及び行革本部決定の中に含まれていた、総理大臣として意見を申し述べた中の内容を織り込んでいるものでございます。

3番目として、移管後の情報公開。これは懇談会報告でも提言されたお話でございますけれども「移管後の情報の公開を広く信頼が得られる形で行うため、移管された公文書等の公開に関し、個人情報保護や移管元省庁の意見の勘案等の観点を踏まえ、合理的な手続及び公開基準の在り方についての検討を平成17年度より行い、平成18年度目途に結論を得る」というようなことでございます。

として「保存のための適切な措置」でございますけれども、この主なものとしては4番目でございますけれども「電子媒体の公文書等の効率的な管理・保存に向け最適な保存媒体と管理方策等についての検討を平成17年度より行い、平成18年度を目途に結論を得ることとする」ということしておりますけれども、これは移管を受けたものの管理保管の検討でございます。この後、同じようなことの説明があると思っておりますけれども、この研究会の中で電子媒体による公文書等の管理・移管・保存のあり方についての検討がなされております。これと表裏一体のものでございまして、そちらの方の検討も踏まえつつ、公文書館としても実際に受けた場合の管理の方法をここで検討していくという裏腹の関係のことでございます。

次に5ページにいきます。「デジタルアーカイブ化の推進」ということで、3行目の後半からでございますけれども「平成17年度よりデジタルアーカイブ・システムの運用を開始するとともに、事業年度ごとに数値目標を設定し、計画的に所蔵資料のデジタル化を推進する。これにより、館ウェブサイトのアクセス件数を前期中期目標の最終年度（平成16年度）に比べ中期目標の最終年度（平成21年度）には、25%以上の増加となるように努める」という目標を掲げてございます。ちなみに、16年度は20万6千でございますので、5年後には約26万を目標とするということでございます。

次に、5番目として「保存及び利用に関する研修の実施その他の措置」ということございまして、特に2つ目でございますけれども、「国の文書管理担当者等を対象とする研修の充実方策及び国及び地方公共団体の保存利用機関の職員に対する研修の強化方策を検討し、これらの結果を平成18年度より業務に反映させる」ということで、これは懇談会報告で人材養成をなささいという提言がなされておりますので、それに対応した検討を行っていくということでございます。

6ページの年度計画では「八」「二」に、研修以外にも都道府県・政令指定都市公文書館長等会議を通じて、国または地方公共団体の設置する公文書館との交流、意見交換を行う。

また、学術団体、機関との交流、意見交換を行うということも年度計画としては定めて

おります。

真ん中の6番目でございますけれども「利用者の利便性向上のための所在情報の提供」ということで、当初は国立公文書館、外務省外交史料館、宮内庁書陵部、防衛庁防衛研究所図書館等と所在情報ネットワーク検討連絡会議を構成していましたが、途中から国立国会図書館憲政資料室、衆議院憲政記念館、最高裁判所事務総局が加わり、7機関が構成員となりました。形としては、立法府、司法府がここに入っており、お互いに持っている所蔵史料情報の交流を図ろうということのネットワークをここで進めております。それを第2期中にも更に協力関係を構築し連携を図っていこうということを掲げているわけでございます。7番目として「国際的な公文書館活動への参加・貢献」というのが新規に入れてございます。

7ページでございますけれども、アジア歴史資料センターのデータベースの構築関係でございますけれども、アジア歴史資料のデータベースの構築で2番目として、アジア歴史資料センターのシステムが5年で更新になるということで、最新システムの適切な選定を行うということを掲げております。

次の8ページで「利用者の利便性向上のための諸方策」でiiに掲げておりますアジア歴史資料センター提供資料の充実でございますけれども、現在は国立公文書館と外交史料資料館、防衛研究所図書館の資料についてデータベース化して提供しているわけですが、今後この3機関以外のアジア関係の資料について、その内容や所在の把握に努めるという新規の項目を入れ込んでございます。以上が、第2期中期計画の主な内容でございます。

次に資料3-2に移らせていただきます。

今、私どもで持っております所蔵書数が、約106万7千冊でございます。この全冊の目録を公開しております。そのうち公文書が58万7千冊でございます。その次のページを開いていただきますと、これが各府省庁ごとの公文書58万7千冊の内訳でございます。この中で、特に最近注目すべきことは、内閣法制局から法案関係資料が15年、16年と入ってきています。財務省から16年に昭和財政史の関係の資料が入ってきています。次に資料3-3でございます。これは各府省庁からの移管計画数の状況で、現在の基準での冊数でございます。17年度以降は新基準で受け入れるという形になりますので、この資料にはパンフレット、出版物等が入っておりませんから、その分が増になるということ。それから新基準に該当する公文書等が入ってきますので、当然、来年度以降はこれより多くなるだろうと推測されます。

次に資料3-4でございますけれども、私どもアジア歴史資料センターでございまして、4年間のアクセス数を紹介したものでございまして、開設以来4年間で123万件になっていると。ここを見ていただくとおわかりのように、毎年毎年増加して、アジア歴史資料センターの周知度が高くなってきているということでございます。

次にデータベースの投入量でございますけれども、今、1,000万コマでございます。12

年計画で3,000万コマですので、順調に投入状況は推移してきているということでございます。

資料3-5でございますけれども、これについても既に御承知のように、菊池館長がICAの副会長に就任したということでございます。

次に資料3-6でございます。

かつて、市町村合併に関して、総務省が地方公共団体に対して資料の保存について文書を出しているわけでございますけれども、私ども全国公文書館長会議というものを毎年1回開催しておりまして、そのときの資料とするため、各都道府県、合併市町村に対してアンケート調査をした結果、なかなか地域の資料を残すということが調査結果からして十分ではないというようなことがございましたので、全国公文書館長会議に出席してきていますのは、都道府県の公文書館から言いますと、28館しかございません。47都道府県ございまして、その辺の取組み状況がはなはだ不安定だということもございまして、こういうことに危機感を持ちまして、保存利用機関の中核である国立公文書館として、館長が総務大臣に対して再度、地方公共団体に対し資料を保存するように要請してほしいという要請文書を出したのが1枚目でございます。

これに対して、次の2枚目でございますけれども、総務省はこれを受けまして、各都道府県に対しての公文書の保存適正化という文書を出していただいたということでございます。

参考に別添資料と新聞資料を載せてございます。

そのほか、パンフレットとしましてデジタルアーカイブの関係。インターネットで見られますので、このパンフレットを参考にいただければと思います。

今、夏の企画展として「岩倉使節団」というものをやっております。これは今アジア歴史センターでインターネットで「公文書に見る岩倉使節団」というものをやっております、インターネットでも見られるし、公文書館に来れば実物も見られるというような仕組みにしております。

裏の方にございますけれども、秋には「統計で見る日本」ということで、ちょうど今年が国勢調査の年でもあるということで、10月1日～10月20日までこういう特別展をやる予定にしておりますので、是非、ごらんいただきたいと思います。

最後に、先ほどの移管の説明の中にありましたけれども、各府省の文書担当者に対する説明用の資料として「歴史公文書等の移管」というパンフレットをつりました。これを用いまして各府省の文書担当者に説明に参りたいというふうに考えております。

はしょって御説明しましたが、以上でございます。

尾崎座長 ありがとうございます。

大分走っていただいたんですが、盛りだくさんの内容でございますけれども、今の御報告について御質問がありましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

たくさんあるのでお困りだろうと思います。

三宅委員 細長い資料3-1の3枚目のivですが「電子媒体の公文書等の効率的な管理・保存に向け最適な保存媒体と管理方策等についての検討を平成17年度より行い」とありますが、先ほど受けた場合というお話でしたが、具体的にどういうふうに今年度から検討をなさる計画なんですか。

国立公文書館次長 先ほどお話ししましたように、内閣府の研究会もごさいます。今、府省庁の実態はどうなっているのかというのもごさいます。その辺のこともわからないと、私どももスタートできないなど。

とりあえず、今年は民間などでは進んでいるところがありますので、そういう民間はどうかということをやっているのかというのを、調査していきたいというふうに考えています。

三宅委員 そうすると、民間レベルも含め、本年度中に大体ほかのところではどういうふうに電子データの保存と管理というものを進めているかというような形が、ある程度見えてくるということですか。

国立公文書館次長 今、政府がやろうとしているものが見えてこない、その部分をどういう形で公文書館として受けるかという格好にもなりますので、内閣府の研究会と連動していくという格好になりますので、ただ、民間がやっているのをそのまま受け入れられるかという必ずしもそうではないだろうとは思っています。

三宅委員 わかりました。

国立公文書館長 三宅先生、よろしゅうございますか。

もう御存じだと思いますけれども、どうもいろいろ聞いてみますと、電子文書でもって文書を保存したり、電子化した方がいいよというものは、例えば、税務関係の文書であるとか、やはり特定分野についてはできるだけボリュームを少なくするために、あるいは簡易な保存方式にするために、今まで紙で現物でない領収書などはいけなかったものを電子文書でいいよという形にする。これは、もう省令だとか法律なんかも大分変えられて、そういう部分が進んでいるようです。

ただ、非常に電子化が進んでいる文書と、実際に例えば会社の設立文書みたいな形のものになると、どうしても紙で謄本みたいな形でもってとっておくと。だから、ある意味で言うと、電子化というのも文書の分野とか何かによって非常に進捗の状況が違う。

ですから、この場合に、行政の場合でも電子化というときに多分閣議請議文書なんていうのは、最後の最後まで紙になろうと思いますし、天皇に上奏裁可を仰ぐ文書なんていうのは、ずっと鳥の子紙みたいな形になると思うんです。そうではない、電子文書というものとそういう紙の文書というのはどういう形の組み合わせで、どう保存されているのかというところを、まず実態を把握しないと、むやみやたらに何でもかんでも電子化といっても、どうも接続が悪くなったりすることもある。その辺のところの予備知識はやはりきちんと持っていないと、これからの戦略も立てられないのかなと思っています。

尾崎座長 ほかに何かございましょうか。

この前の3月の懇談会以後のことで、ただいまの御説明と直接関係がなくても、もし御疑問のことがございましたら、どうぞおっしゃってください。

三宅委員 これも18年度ということで書かれておるんですが、同じ資料3-1の5枚目の ii) ですが、研修の強化方策とあります。「国の文書管理担当者等を対象とする研修の充実方策並びに国及び地方公共団体等の保存利用機関の職員に対する研修の強化方策」。これはアーキビストの養成に関わるものかなとちょっと理解したのですが、それは18年度からということによろしいんですか。

国立公文書館次長 2つありまして、1つは国の文書担当者の人材養成の部分とアーキビストの部分と二通りございます。

これは、御存じのように研究会報告でも提言されておりまして、私ども16年度から研究をしております。それも予算的にもありまして、去年ですと、例の海外からのアーキビストを招聘して、それを研修プログラムに入れたとか。それと今、私どもは、特に地方の公文書館の職員が期間の問題があるということで、なかなか出て来れない。そういうことでインターネットでの研修方法が効率的ではないのかというものを今、研究しておりまして、今年で2年目になりますので、18年度には是非一部でも反映していきたいというふうに考えているところです。

三宅委員 資料8の上から3行目にも関わってくるのかもしれませんが、大学院との提携とかが以前懇談会でも話に出ていたように思うんですが、専門大学院ですか。そういうようなところはまだ具体的にアーキビスト養成のための専門大学院構想とか、そういうものはまだこちらの方からどこかに働きかけるとかというようなものは今のところはないんですか。

国立公文書館次長 はい。ただ、学術団体とはいろいろ意見交換はしていますけれども、実際のアーキビストの話になりますと、今、私どもは国の保存利用機関と地方の保存利用機関はできる格好に、国立公文書館法体系上はなっております。

ただ、それ以外については、法体系上できないという格好になっていますけれども、しかしながら、懇談会報告で提言されていますから、法的整備が必要かどうかを含めた検討を行っていきたいというふうに考えています。

これ以外にもまだ法的なものがあるとすれば、整理した上で改正が要るものであればお願いしたいというふうに思います。

尾崎座長 それでは、まだいろいろとおありになると思いますが、研究会の検討状況の報告という非常に大切なテーマがございますので、時間が押してまいりましたので、こちらに入りたいと思います。

その前に、この懇談会の今後の運営について大体のめどがどうなるかというものを作成しましたので、事前にそちらをごらんいただきたいと思います。

お願いします。

企画調整課長 それでは、資料7でございますけれども、時間的な目安で御説明をしま

す。

懇談会の今後の運営でございますけれども、本日が17年8月のところの「第10回懇談会」ということでございます。

この後、本日の御議論を踏まえまして、更に両研究会で研究を踏まえていただくということございまして、それぞれの研究会では18年3月までに結論を出していただきまして、それを18年4月には、本懇談会で御報告をいただくと。それから、更に2回ほど御議論いただきまして、懇談会としての報告書をおまとめいただくと。そうしますと、6月目途で報告書をおつくりいただくということになります。というものを一応原案とさせていただきます。

以上でございます。

尾崎座長 そんなことを考えておりますので、まず、研究会の検討状況、今後続くわけですが、その中間の報告を受けまして、それから我々の懇談会の今後の在り方について御検討をいただきたいと思っております。

最初に「公文書等の中間段階における集中管理のあり方に関する研究会の検討状況について」の報告員をお願いしてございます後藤委員より御報告お願いいたします。

後藤委員 それでは、お手元の資料5を見ていただけたらと思っております。

表紙を1枚めくって下さい。これまで2回、5月と7月に研究会をやりました。日本の国の行政機関の文書管理、情報公開法との関係をおさらいをしまして、外国の事例を検討いたしまして、更に、各省庁、具体的には内閣府と文科省の文書管理の実態についてヒアリングを行いました。

自治体の方では、沖縄県と川崎市と埼玉の久喜市というところの実例を報告してもらい、検討いたしました。

論点整理も一応、本日までに行ったところです。

その期間、私どもの研究会とタイミングがちょうどよく、国立公文書館の方で刊行しておられる『アーカイブズ』で、中間書庫の特集を組んでいただきました。かなり貴重な情報が入っているものでございます。

また、日経の夕刊で6月から連載が始まりまして、今日配られた資料8なんですけれども、その第10回目が中間書庫の報告になっております。

このように少しずつコンセプトが広がってきてはいるのですけれども、まだまだ検討しなければならない点が多く残されていて、今日は本当にまだ中間段階の報告ということで、お許しをいただければと思っております。

資料5の2ページを見ていただきますと、まず国の行政機関における文書管理について第1回の研究会で取り上げまして、行政機関情報公開法の法律とそれの施行政令、そして行政文書の管理方策に関するガイドラインで、どういうふうに文書管理についての体系が組み立てられているかということを復習をしました。

また、外国の仕組みにつきましては、この資料5の10ページの次から、アメリカのNA

RAを始めとしまして、各国の国立公文書館に当たる組織の実情を資料として付けてあります。それを更に類型化したものが、これは後にまた説明をいたしますが、7ページに「中間書庫の類型」ということで整理をさせていただきます。こういう類型を念頭に置きながらいろいろなケースを検討していったわけです。

あちこち飛んで済みませんけれども、3ページですが、内閣府と文部科学省のヒアリング。これは非常に、対照的なケースでありまして、内閣府は基本的にいわゆる分散型の管理を実施しておられます。文部科学省の方は、かなり集中的なマネジメントを、決裁文書の省内での仕組みですけれども、集中的な管理を現にやっておられる。そういうことで大変参考になる報告をちょうだいしました。

自治体におきましては、沖縄県を先進事例として取り上げました。沖縄県の委員から説明をいただいたのですが、事前に久喜市と川崎市へも訪問して下さったので、その2つの公文書館についての説明も受けました。ある程度、中間書庫的なものをそれぞれ取り入れている。川崎市の場合は、むしろ中間書庫的なところから出発して、公文書館的なものに発展しつつあるというのが特徴のようでございます。

4ページですが、このような報告や事例研究を受けて、今後の議論のための基本認識というものを整理してみました。現行は分散管理の仕組みでやっているところがほとんどですが、現行の仕組みには、やはりいろいろ問題点があるという認識をいたしました。

その問題点というのはここに書いてあるようなことございまして、大事な文書が廃棄されたり、散逸するおそれがある。保存期間内ではあるが、もう日ごろは余り使われなくなった文書がかなり乱雑に事務室に置かれていて、部屋が占拠されているというような状況もあるということです。

普段仕事が忙しいわけで、公文書の保存ということを専らの仕事とはしてないところに、保存の責任を重く課しているという状況がありまして、これも問題点であろうと思います。

これらと関係をするんですが、専門の施設がきちんとあるわけではございませんので、文書の劣化など、そういうことも避けられない。

アーキビストの世界で使われている文書のライフサイクルという考え方に基づく、作成されたり取得された公文書が、その時点から廃棄されたり歴史資料として永久保存されるまでのライフサイクルの全般をにらんだ、体系的なマネジメントの仕組みができていない。

このような問題点に対して、仮に集中管理の仕組みを工夫して導入するとしますと、幾つかの可能性が開けてきます。それを5ページに集中管理のメリットということで整理をさせていただきます。

文書のライフサイクル全般を視野に入れ、歴史的に重要な公文書等として移管されることになる可能性が大きい文書を早期に集中管理しますと、国立公文書館へのいわゆる移管という仕組みが非常にしっかりしたものになる可能性が開けてくる。

アーキビストというのは、先程お話しがありましたように、人材として養成していかな

ければいけないわけですが、アーキビストが育ってくるに従いまして、歴史的に重要な公文書の選別ということが、専門家の立場から統一かつ適切に行われる可能性も開けてくる。

スタックすなわち、書庫に関しても専門的な文書館では湿度や温度、紫外線についてある基準がありまして、それで書庫のコントロールをやっているわけですが、そういうものを整備しますと、それを使って良好な状態で保管・管理ができる。

検索システムや排架におきまして、効率的な管理が可能になりまして、例えば、情報公開で開示請求があった文書などを非常に迅速に取り出すことができる。

書庫整備の経費の削減も可能になる。

更に、書庫内で保存期間が満了したものの廃棄は、一括して処理でき、この点でも効率化を図り得る。

このように各行政機関、原課原局における文書管理の負担は、当然軽減されますので、本務といいますか、本来の仕事に集中していただくことができるとのことでございます。

こういうわけで、やはり集中管理はメリットがあるという認識に至ったのですけれども、まだ具体的な論点が余り詰まっておりません。これから秋以降論点を詰めていかなければいけないと考えております。

そこで6ページから9ページにかけまして4つばかり、今後検討すべき論点を案としてまとめておきました。

まず6ページが「論点1」です。中間書庫を設けるとしますと、そこへ文書を移送していくわけですが、その移送の制度をどうするか。

各原課原局にとって、義務なのか任意なのか。

文書を全部受け入れるのか、何らかの基準でその基準にかなうものだけを受け入れるのか。

中間書庫の管理主体は国の政府、具体的には内閣府であるのか、それとも国立公文書館なのか。

この中間書庫の運用に当たる人材については、どのように養成、確保していくのか。

それからこれは、もう一つの研究会の方とも調整を図らないといけないと思いますが、電子化、デジタル化への対応をどのように行うか。

外国の形態、類型ですと、アメリカ型か、カナダ型か、オーストラリア型か、ドイツ型か、フランス型か、どの類型がいいのだろうか。7ページを見てください。

「中間書庫の類型」「移送対象」「移送時期」「任意性」「中間書庫における評価選別」という切り口から、北米・オーストラリア・ドイツ・フランスという4つの類型を抽出いたしまして、ここの一覧表にあるような整理を試みたわけですが、このうちどのタイプを選ぶのか。あるいはこれらを見た上で、日本独自のタイプを考えていくのか。その辺を今後、鋭意詰めなければと思っております。

8ページですが、「論点2」は情報公開法との関係です。情報公開法上の開示請求が出

てきた場合、中間書庫ができたとしますと、どこでこの開示請求に応えていくのか。窓口がどこかという問題もありますし、判断をどこでするか。判断の決定権はどこが握るかという問題もあると思います。いずれにしても、情報公開法上の開示請求への対応が迅速に可能になるような仕組みを考えていかなければいけないということでございます。

同じ8ページの「論点3」は、先ほどの類型とも関係するんですけども、中間書庫内でどういう文書管理を行うかということです。国立公文書館に移管されるべき歴史的文書と廃棄すべき文書との評価選別という機能をこの中間書庫に付与するのか。それとも、国立公文書館でやるのか。あるいは、国立公文書館のスタッフが中間書庫へ出向いてきて、そこでやるのか。この辺を今後、議論しようということであります。

最後に9ページの「論点4」ですが、この中間書庫へ文書を移送した移送元の省庁等が中間書庫の大切な顧客になるわけでありますので、顧客へのサービス、つまり行政当局、原課原局へのサービスをどのように考えるか。立地の問題などもそれに絡んでくると思われれます。

以上、この4つの論点を詰めていくために、9月以降、おおむね隔月1回程度で、先ほど御説明ありましたように3月までということで、4回程度研究会を引き続き開催しまして、審議、検討を進めたいと考えております。

そのうち1回は是非、山田委員の研究会と合同でやらせてもらえればというふうに、私どもの方は希望しております。そして、3月まで、年度内を目標にしまして、一応研究会の報告をまとめて、来年4月にはまたこの委員会へ、今度はもう少しきちんとしたものを報告できればと考えております。

とりあえず、以上です。

尾崎座長 ありがとうございます。

大変、要領よく問題点や論点を整理していただいているようですが、これからいよいよどうするかというお話にお入りになるのだと思いますけれども、皆さん、いろいろ御意見はおありになると思いますが、ちょっと時間の関係もありまして、山田委員の御報告を併せて聞いていただいて、それで全体について御意見を伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

山田委員 それでは、電子媒体の方の研究会の検討状況について御報告申し上げます。

先ほどお配りいただきました資料4の3枚目のところに委員さんの名簿がございますが、ここに挙がっておりますような委員の方々にお集まりいただきまして、これまでのところ、6月10日と7月21日の2回の研究会を開催いたしました。

資料6を1枚めくっていただきますと、1ページ目に「検討の経緯」というものが書いてございます。1回目の研究会におきましては、事務局から研究会の趣旨とこの懇談会の報告の概要説明をいただきました後に、総務省の行政管理局の中井川企画官より「電子政府構築に向けた取組について」と題しまして、政府における公文書のデジタル化の動き全般に関する御報告を伺いまして、その後、今後の検討の方針につきまして全般的な意見の

交換を行いました。

2回目の7月の方の研究会でございますけれども、こちらの研究会におきましては公文書館の牟田専門官よりアメリカ、カナダ、オーストラリア、韓国といった各国における公文書の電子化とその管理・保存への取組みにつきまして御報告をいただき、更に国会図書館の川鍋主査より、国会図書館が取組みつつあります政府のものあるいは行政機関のものを含めたウェブページの収集について御報告をいただきました。

更に、内閣府の企画調整課から内閣府の行政現場における文書の電子化の現状。更には、そうしたデジタル文書と文書管理規程との関係などについて御説明を承りました。

その後、事務局に御用意いただきました論点整理のペーパーを基にいたしまして、今後の検討における論点について意見の交換をしたということになります。

現在のところ、先ほど少し館長の方からお話がありましたような、行政における公文書の電子化の現状について委員の共通認識を形成するということに主眼が置かれ、これがやっとということでありまして、それを踏まえて今後の検討における論点を組み立てつつあるといった状況になります。

先ほど、後藤委員の方から少し触れられました、例の日経の夕刊の連載でありますけれども、その15回目が「デジタル化の難問」と称しまして、この問題が取り上げられているわけではありますが、そこで研究会が立ち上がったのですけれども、議論の方向はまだ見えていないなどと書かれてしまいました。決して誤報ではございませんで、そのとおりでございます。

それでは、ここで研究会におけるいろいろな御報告、説明の概要について、ごく簡単にお話しをいたしますが、2枚目をごらんいただきますと、まず最初に行政管理局より御報告いただきました、政府全体における公文書のデジタル化への取組みでありますけれども、2005年を目途といたしますe-Japan重点計画というものがございまして、その一環として、電子政府構築計画というものがつくられ、それに基づきましてさまざまな施策が実施されているということでございます。

これは大きく2つに分けますと、国民へのサービスを向上するという施策と、行政内部の業務の改革のための施策と2つあるようでございます。

例えば、前者といたしましては、申請などの手続のオンライン化あるいは電子入札の導入といったようなものが推進されつつある。これは皆様も御存じのとおりであります。その結果として、当然のことながら、今まで以上に多くの電子文書がどんどん出てくることになるだろうということになります。

また、後者の業務改革の施策の方でありますけれども、例えば、人事とか給与といったような各府省共通の21分野、これも先ほど館長がお触れになりました国税の問題ですとかあるいは社会保険の問題など、そういったような大きな個別の省庁に関わる56分野ですが、これらにつきまして業務システムの最適化計画というものが作成されまして、それが実施されつつあるということでございます。

この最適化計画というものは、そもそも何を意味するかというのは、どうも我々素人にはよくわからないわけですが、要するに、その業務ごとに統一的なシステムを構築する、そういうことを意味するもののようであります。

この懇談会の課題との関係で注目すべきことは、現在はまだ内部的な検討の段階のようでございますけれども、文書管理につきましても今年度中に業務の見直しの方針をつくりまして、来年度中に最適化計画を策定することが意図されていることとあります。

後でこれは触れますけれども、そういう最適化計画ができるということになりますと、ここに文書の移管であるとか、保存といった観点というのを何らかの形で組み込んでいくということが、当然必要になってくるのではないかと思います。

次に、公文書館から御報告いただきました外国、米国、カナダ、オーストラリア、韓国の動向でございますが、これにつきましては、本日参考資料として、表が配られておりますが、これに基づいて牟田さんの方から御説明をいただいたわけございまして、詳しいことはこれをごらんいただければよろしかろうと思っております。

かいつまんで申し上げますと、いずれの国におきましても、政府の計画において政府活動の電子化とその管理の推進というのがうたわれる。それとともに、そこにおける公文書館の役割というのはきちんと位置づけられているということとあります。

これも、本懇談会との課題との関係について述べますと、各国とも、やはり電子文書についても、その作成から保存に至るライフサイクル全般について公文書館が深く関与し、さまざまな助言でありますとか、あるいはガイドラインの作成などを実施しているということが確認されております。

とりわけ、アメリカ、カナダ、オーストラリアなどにおきましては、電子文書の管理に関する包括的なガイドラインというものが存在いたしまして、アメリカにおきましては、その保存のためのプロジェクト、ERAと言うのだそうですが、こういうものも始まりつつあるということも伺いました。

これらの各国におきましては、eメールでありますとか政府のウェブサイトの収集、保存なども本格化しているということも注目しておかなければならないのだらうと思っております。

今後の検討におきましては、こういった各国の動向というものを踏まえまして、言わば後発の利益と申しましょうか、そういったものも当然生かしていかなければいけないのであらうと思っております。

今もちょっと触れましたが、ウェブサイトの問題でありますけれども、我が国におきましても既に国立国会図書館が取り組みを開始しておりまして、その現状につきましても御報告をいただきました。3枚目の のところになります。国会図書館におきましては、書籍につきましては、義務的な納本の制度というものがございまして、これによって書籍のすべてが少なくとも建前としては収集をされるということになっているわけでありまして、新しい情報媒体であるウェブページにつきましても、国の機関のものを中心といたしまして、実験的な収集事業、WARPと言うらしいんですが、このようなものが既に開

始をされているということでございます。

更に、現在は納本制度審議会の答申に基づきまして、こういったウェブページの本格的な制度的収集を開始しようということで、これを国会図書館の新たな業務として位置づけるための国会図書館法の改正の準備も進められていると聞いております。

我々、国民の立場からしますと、ウェブページについて国会図書館と公文書館のいずれが収集しよう、どちらでもよいということになるわけでありまして、この問題は、電子化に伴いまして、書籍と文書というものの境目というものが流動化してくるという、現象の1つの現れということにもなるわけで、当然、この両組織との間の役割分担というのは再検討してみなければいけないことになるのであらうと思っております。

最後に、内閣府から御報告をいただきました内閣府における現場の公文書の電子化の現状に関しましては、のところに書いてありますが、確かに外部公表用のホームページでありますとか、あるいは内部職員が情報を共有するためのフォーラムですとか、共有の文書を保存しておくための、これは部・課単位のようにありますけれども、ファイルサーバーのようなものですとか、あるいはもっと細かいもので言えば、職員が個々で管理しているeメールのたぐいまで、さまざまな電子文書というものが存在するわけで、こういったものが文書管理規程上の文書であるということ自体は疑いのないところであります。しかし、これらに含まれる情報の多くにつきましては、実際には紙媒体で保管されているということもございまして、現場ではデジタル情報そのものをそのまま管理・保存しておこうという意識がされることは少ないようで、それについての統一的なルールというものも現在のところは存在しないようであります。勿論、今後の検討におきましては、こういった現場のわけのわからない状況というものを前提にものと考えていかなければならないということになります。さて、そういった現状認識を踏まえまして、今後の検討の出発点とすべき基本認識ということになるわけですが、めくっていただきまして4ページ目以下ということで、まず、従来の公文書の移管のシステム、それどころか、作成や管理のシステム自体も電子媒体というものを想定していなかったわけで、ここでの議論というのも、公文書の電子化の動きというものを先取りしながら、その移管・管理のみならず作成、管理のあるべき姿というところまでさかのぼって検討していかなければならないということになりそうであります。

勿論、それに際しましては、電子文書の特性、例えば、媒体の寿命というのが非常に短いということや、あるいはデータがすぐ壊れてしまう。データを読み取るのに当然、再生のシステムというものがなければならぬといった問題。後でも少し触れますが、原本を確定するのが非常に難しい。そういったような電子媒体の特性というものを十分に考慮する必要があります。更に、勿論、先ほど少し触れました外国の事例などというものも十分に踏まえて検討していく必要があるだろうというふうに考えております。

より具体的には、紙媒体以上に電子文書においては作成段階、更には作成管理のシステムそのものを構築する段階において、その移管・保存に向けた観点を組み込んでおくこと

が必要であろうと考えられます。要するに、保存の対象となるべき重要な電子文書というものが確実に残っていくような、そういったシステムというものを構築しなければならないわけで、そのための制度的あるいは技術的な課題というものが検討されなければならないということです。

緊急の課題といたしましては、さきにも触れましたような、来年に予定されている公文書管理の最適化計画によって構築されることになるはずの文書管理のシステムの中に、将来に向けた保存、場合によっては公文書館への移管ということも含めて、そういった観点というものを注入していくことが必要であると思われまして、恐らく研究会あるいは本懇談会から何らかの提言をすることが必要になるのではないかと思います。

例えば、文書管理システムというものがそういう形で統一をされ、その一環として、現状では部・課単位でばらばらに存在するファイルサーバーが統一されることになってくるとしますと、これは全くの素人の個人的なアイデアでありますけれども、そのバックアップを兼ねたような形で、政府全体のサーバーにオンライン移管するというようなことは、必ずしも難しいことではないような気もするわけで、もしそういうことになりましたと、こういった政府の統一的なサーバーを電子的中間書庫とでも呼ぶか呼ばないかは、もはや言葉の問題にすぎないということになってしまうかもしれません。

あるいは、そういう観点からいたしますと、オンライン化をしてその管理を公文書館なり何なりがきちんとやれるというようなことになれば、むしろ統一的なサーバーに移管することすら必要がないのではないかとというようなことを、ある委員の方は御発言になっておられます。

いずれにしましても、物理的な文書の移動というものが前提となります紙媒体の移管とは異なりまして、電子文書につきましては、例えば、移管の時期につきましても、現用の終了後に移管するというようなことにこだわる必要は実際はないということになりますし、移管の方法についても、オンラインなどによって、言わば自動的に移管してしまうというようなシステムをつくるというようなことも可能になるわけでありまして、その特性に応じた移管システムについて検討していくことが必要になってくるのではないかと考えております。

これは、ちょっと順番を先に飛ばしましたが、6ページ目の 辺りの話になります。少し戻りますが、5ページ目に戻っていただいて、 の話になっていくわけですが、勿論、いずれにしましても、そういうシステムをつくるにしろ、雑多な電子文書のどれを保存の対象にするかは、当然、今後の検討課題ということになるわけで、先ほども申し上げたような電子中間書庫のようなものを考えるとしても、何をサーバーの中に入れていくかをシステム化していかなければならないことになるわけですし、こういったサーバーなどには保存されないような、eメールなどのような雑多な文書を一体どうやって保管していくかというようなことも検討すべきことになります。

その電子中間書庫のようなものを考えるとしみますと、先ほども少し後藤委員の方から御

発言がありましたように、その場合の管理というものをどういうふうにするか、原課がやるのかそれともそちらの中間書庫の管理者の方でやるのかという問題でありますとか、そもそもその電子媒体の場合には、原課に残っている方が原本であるのか、それとも書庫の方に移ってきた方が原本であるのか、そういったことも多分考えなければいけないということにもなります。

最後に のところになります。ウェブページの問題でありますけれども、これは勿論保存すべき資料の範囲の確定でありますとか、あるいはその収集技術の検討なども必要であります。差し当たっては、先に述べましたような、国会図書館との役割分担の調整というものが、これは本懇談会がやるべきことというよりはむしろ行政的な課題というような気がいたしますけれども、考えていかなければいけないのであらうと思われま。

7ページの「3. 今後の検討予定」でございますけれども、これは先ほど後藤先生からいろいろ御報告があったことと重なりますので、簡単に申し上げますが、9月以降、やはりおおむね隔月1回のペースで4回程度の研究会を開催したい。そのうち、できれば中間書庫に関する研究会との共同の研究会のようなものも是非、こちらとしても開催をしたいというふうに思っております。

今年度中に何らかの検討結果を出しまして、来年4月をめどにこの懇談会に御報告をしたいと考えております。

以上でございます。

尾崎座長 ありがとうございます。

時間も限られておりますが、御報告いただきましたお2人の委員の方も、この懇談会の意見というものを、恐らく今後の研究会に反映させたいとお考えになっておられると思いますので、そのようなことを少し念頭に置かれて御発言をいただきたいと思っております。

小谷委員、まだ御発言をいただけていないように思いますが、皮切りにいかがですか。

小谷委員 ただいまの御報告にあった、関東大震災に備えて、電子文書バックアップのサーバーの組織を内閣で考えているのであれば、中間書庫とそちらとの連動ということもあるのではないかとこのように、思い付きましたが。

尾崎座長 どうでしょう川口さん。

企画調整課長 内閣府の中には防災担当の部局がございますので、その首都直下地震についての提言等もある程度ございますが、そういう中で、最近BCPなど、地震が起きてもすぐ政府機能、企業の機能を維持できる最小限のものを用意しておきなさいという提言がございまして、それは企業だけではなくて政府もむしろ率先してやるべきという提言が出ているわけですが、それを受けた具体的な取組みというのは、まだ検討を始めたばかりというところがございますので、こういう文書保存、データの保存というのは統計などでは内閣府も十分検討していかなくてはならないと思っておりますが、小谷委員の御指摘については、まだ具体的に進んでいるわけではないということですが、十分踏まえて検討をやっていきたいと思っております。

小谷委員 私もめくらめっぽうの発言でして、もし副本というものが検討されるのであればという程度です。

山田委員 恐らく、最適化計画の中でそういった話もきっと出てくることになるのでしようね。

小谷委員 結構です。

尾崎座長 どうぞ、ほかに御発言がございましたら。たくさんあると思いますけれども、いかがですか。加藤委員。

加藤委員 お二方の委員の先生方、御報告ありがとうございました。暑い中、大変内容の濃い研究会をなさっていただいて、感謝いたします。その際、研究していきますとやりたいことがあまりにもたくさん広がって行ってしまって、問題を絞っていくことの方が難しいかと思しますので、その点について何かお役に立てればと思ひまして発言させていただきます。今回、資料2で配られました移管基準の見直しの「ニ」と「ホ」というのが非常に大事な指標となるわけですね。「ニ」で、各行政機関と事前に合意しておくような特定の国政上の重要事項について、国立公文書館の職員の方が各行政機関と合意していくような制度が新設されるべきだというような提言がありました。「ホ」では、基本的には内閣府と国立公文書館職員が各省庁と協力すると述べられています。ですから、具体的には、こうした問題に対処する、人的な協力のネットワークのようなものがつくられるということが前提とされているように思います。そういうグループが、中間書庫と電子媒体などの問題とどう関わるのかというふうに考えていけば、比較的イメージが絞れるのではないかと思います。「毎日新聞」の5月22日付の福田前官房長官の記事は、議員懇談会の目指すものを明らかにしていて貴重です。議員懇談会の方でやろうとしているのは、各省庁における移管か廃棄かの問題について、第三者あるいは一定のルールで早急に決着をつけるのだというような御意志なのではないか。ですから、ある程度急いで形をつくるということになると、中間書庫の韓国型やフランス型のような、各省庁個々にアーカイブスを置き、しかもそのアーカイブズには、国政上の重要事項についてすべて保管しておく。こういったことを指示するようなグループなりネットワークなりを創り、それで動かしていくというのが、一番早くて、しかも財源が少なくすみ、しかも結果が出せるのではないかとイメージが少しあります。そのような観点で絞られていったらどうかというのが私の意見です。

尾崎座長 ほかにございますでしょうか。

この研究会の予定があと4回ということで立てられているわけですが、先ほど内閣府の方で素案のようなものを読み上げていただいたわけですが、懇談会の方も毎月1回ぐらいやっていこうかというふうに考えておられるわけですが、この後、懇談会として直接研究会の委員の皆さんがお話しをする機会というのは次の報告、3月ということになるわけですか。

企画調整課長 先ほどの御説明した案によりますと、次回はもう研究会の報告をこの場

で報告していただくということになりますので、研究会への進め方についての御意見というのは、この案でいきますと本日、あと30分限りということになります。現時点でいろいろお知恵と申しますか、今までの御検討の視点などは、この場で御意見としていただいて、それを両委員を通じて研究会にお伝えいただく。まず研究会はそれも踏まえて更に4回ぐらい御議論をいただいて研究会としての報告を来年の4月にいただくというふうになっております。

尾崎座長 ただ、私、座長をやっているからあれなんですけれども、今の御説明、非常に大切なことがたくさんあって、それを聞いてすぐにこういうようなことを考えてくださいよという注文を出すというのも随分難しいことではないかという気がしまして、やはりお話をよく考えてみて発酵させて、そうだこういうようなことを考えていただきたいというものが出てくると思うんです。ですから、幸いにして後藤委員、山田委員、この懇談会に御出席になっているわけですから、懇談会のたびに思い付いたらその都度ということでもいいのではないですか。

企画調整課長 それはそれでも結構なんですけど、一応、懇談会自体の開催を今の案では来年の4月まで特に予定をしていないという案になっているものですから、その関係上、どういうふうに進めていくか。恐らく、懇談会の方で総合的に御判断いただいて、日程等を。

尾崎座長 そうすると、懇談会を一遍途中で入れないとだめだということになりますね。どうですか、それでは次は報告をお待ちしましょうということによろしいのか、途中で一遍ぐらい開いてその後の進展を、余り形式ばった話ではなくていいと思うんですけれども、ざっくばらんにお伺いして、もし何か皆さんの御希望があれば早めに伝えていただいた方が。つまり、研究会の報告とこの懇談会の報告書が食い違うということはないのでしょうか。少し違うことになる可能性がありますね。そこは余り心配ないですか。

企画調整課長 日程的には、途中段階でもう一回ということになりますと、例えば1月とか、最終的には3月に報告をいただく前に、1月ぐらいまでですと、それぞれ2回ずつぐらい開催をいただいていると思いますので、そういうタイミングというのはいり得るのではないかと申します。

尾崎座長 今のことも合わせまして、まだ時間はありますので、どうぞ今、この場で。
三宅委員、どうぞ。

三宅委員 中間書庫については、従前からこの懇談会でもカナダとアメリカ、韓国、中国を視察にも行かせていただいた関係もあって、紙媒体のものの保存という格好で、中間書庫はどうやら必要だろうという話はある程度合意されつつあって、それを内閣府の方に置くのか、国立公文書館の方に置くのかということころは、この秋から具体的にどちらにということ、それが義務づけられるものか任意なのかというようなお話が多分進むと思うんです。これは多分、従前のイメージのままである程度進んでいくのだらうと思ひまして、私の感じだと、多分内閣府の方に置いていただいて、義務的なのか任意なのかと

というのは非常にどうなるかと思っていたのですが、今日の資料2の移管基準というものがありますから、これに出ているものはほとんど義務的なもののような格好で移管されていくのではないかと思うんです。

それ以外のものは、各省庁の担当者において、これはやはり大事ではないかというようなものがまた移管されていくと思うので、この見直し基準をベースに、それに任意的なものを付加していくような形でいく。今のこの歴史的文書の移管については、現用文書と非現用文書が概念としては明確に分かれていますから、これはあくまで非現用文書ということですから、情報公開法の対象はその移管前のものということですから、中間的な半現用というのは、基本的には非現用ではありませんから、情報公開法の対象になりますから、それは各省庁の方で判断できるようなものの方が、各省庁も文書を事実上移管するのに安心ではないかと思うんです。イメージとしては、ある程度のイメージがあったので、多分、中間書庫についてはそういう方向が出るかどうかをもう一度ぐらい、1月ぐらいにまたお話をさせていただいて、少しどうですかというような話があるとありがたいと思っています。

ただ、その電子媒体のものについては、よくわからないのと、この日経新聞の資料を見させていただいて、6月24日の「『現代を』歴史に刻むアーカイブズの今」「デジタル化の難問」というものがある、これを読ませていただいて、従前懇談会で議論していた内容をかなり踏み越えた内容のものがどうもここに書かれているように思うんです。期待するのは、オーストラリアの手法だというのがあって、デジタル化への対応は最も進んでいるということで「文書だけでなく磁気テープ、写真、音声など情報を記録できるあらゆるメディア（媒体）の保存・管理に取り組んできた」。これは、アメリカやカナダなどを見たときとは少し違うんです。アメリカなどは、録音テープを保存していましたが、しかし、基本は紙媒体の保存がベースになっていました。カナダは、国立国会図書館と国立公文書館を統合するような形で文書の保存というものがありましたけれども、このデジタル化というのが、やはりこれが今まで私どもが懇談会をやっていたことから比べると、ものすごいテンポで進んでいるように思っていて、私事で恐縮なんですけれども、私も今年、弁護士会の理事者をやっています、前のあの文書をどこか探してきてと言うと、担当職員で古い人は、書庫のところからこういうファイルを持ってこられるんですが、最近、代わられた方は、データベース上の文書を何とか名前を探してきて、開いてみたらこのようなものがありましたというような形で、それが意外と大事なものだったりするんです。

それを見ていて、弁護士会も役所のようなところが少しあるものですから、これは、デジタル化への対応というのは、文書のサーバーへ入れるときのネーミングから、だれが、いつ入れたのかというようなことまで、全部管理できるシステムをまず少し考えないといけないと思っています、これは個人情報保護の対応にとっても、民間では、今、すごく大事になっていて、個人情報保護法の中で、各担当者がどのような個人情報データベースを持っているのかを担当の課で全部管理しなければいけないとなると、担当の課長は、

担当の職員の持っているコンピュータの中のデータを全部把握して、個人情報データベースとしてどのようなものを持っているかというのを管理するということから進めているんですけども、多分、公文書における重要な文書の管理ということになると、やはりサーバーの中に各省庁が各省庁の中の課ごとのサーバーがちょっとわからないんですけども、そういうところにまず保管されると思うんです。それが基本的な文書保管のベースになると思いますので、先ほど加藤委員がおっしゃった、とにかく、各省庁のサーバーに置かれるべきだというのは、べきであるとともに、実態として多分そういうことが急速になっていると思うんです。

ただ、それは担当者が代わると、コンピュータはそのまま置いてあっても、だれがどのような文書を入れていたかわからない状態のままで残ってしまうということになると思うので、電子文書の管理・保存については、それを課ごと、また部ごと、局ごとにどのようなものがきちんと入っているのかというのを整理するところをはっきりしないと、それを移管するというところまでは多分いかないと思うし、そのルールは今、お二方のお話を聞いていても、まだ全然ないと思うんです。

これは、昨年度、情報公開法の見直しの研究会を総務省の方でさせていただきましたけれども、そこでもその話はまだ具体的には進みませんでしたので、私と宇賀委員は両方出ていましたけれども、両方の懇談会がどう動くのかを見ていて、その調整がまだ少しできないままで今日に至っております。電子情報の電子媒体による公文書の管理・移管・保存の方は、まず各省庁のサーバーにどういうものが整理されて、保存されて、それをどういう形で各省庁が内閣府なり、国立公文書館との関係で、この電子データの移管基準に沿って、そのとおり電子データも適応できるのかどうかということ、先ほどちょっと質問したのはその部分なんですけれども、検証していただいた上で、この移管基準でもしだめだとすると、その部分については別個の移管基準の方を何か考えないといけないかもしれませんので、あくまでこれは紙媒体の歴史的な文書だと思うんですが、最近の文書になると、保存年限との関係から言うと、非現用文書になってくるとは思います。しかし、その非現用文書については、あくまでこれも保存の移管の対象にするなりということで、これはひょっとすると、公文書館法とか国立公文書館法の改正の部分、つまり、私、前も懇談会で提案しましたけれども、非現用と現用の区別を取り払って、公文書館の方が現用の電子データの保管に少し口を挟めるような体制を取らないと、今ある電子データがそのまま消えて、原本の紙だけが残って、それが公文書館に移管されて、それをアーカイブズでまたデジタル化するというのは、基本的にそういうような作業ではなくて、電子データはそのまま各省庁のサーバーに保管しておいて、ある時期が来たら公文書館の方に電子データとして保管できるシステムを何か考えないといけないと思いますので、その辺りをイメージできるような管理・移管・保存についての提言を是非お願いしたいと思います。

できれば、オーストラリアでも見てきていただいて、ちょっと参考にさせていただく。やはり、アメリカとカナダを見て、結構参考になって、中間書庫的なものの構想というもの

をここで打ち出せたものですから、先ほどおっしゃった、電子文書中間書庫構想のようなものが、この移管基準の見直しとの適用の調整の中で打ち出せるかどうかというのが1つのポイントではないかと思うんです。

尾崎座長 ありがとうございます。

中間書庫の方ですけれども、どうですか。例えば、公文書館や内閣府が選別をするという能力はありますか。

国立公文書館長 それは、どのぐらいの量が中間書庫に入るかということもありますけれども、ですけれども、それは何らかの形でだれかがやらなければならない話ですので、公文書館の職員が中心になってやりますけれども、その場合には、本当にボリュームが多いと、前から言っているように、例えば、各省のOBなどで、その分野の行政を熟知している人にも、この文書はこういうことだというような形で、紙ベースの文書で言えばそういう助力を仰ぐと。それを公文書館の方で採用する形にするか、各省から派遣してもらうかというのは別として、そういうやり方はあると思うんです。

尾崎座長 そういうことをそういう手段でやれますか。

国立公文書館長 そういう形が基本で、勿論、アーキビストというと、本当に大学のアーカイバルスタディーのようなものをやった人、修士だとかを持っている人というのは、これも片方ではいるのかもしれませんが、今のところはかなり実務に即したような形になるので、差し当たりそういうところがフィジブルな方法としては具体性があるのだと思うんです。

尾崎座長 そうしますと、現実には、各省庁が選別をやるしか仕方がないということでもない。

国立公文書館長 でもないと思います。

現に、今はもう100万ファイルのというようなものの中から、これを公文書館に移管してもらえないかと各省から言ってこなかったようなものの中でも、それを実際に押ししたり引いたりしているのはうちの専門官がやっていますので、それはある程度できると思います。

尾崎座長 そのとおりだと思うけれども、その上にプラスの仕事になるわけですね。

国立公文書館長 そうですね。ですから、それはもうボリュームの問題ですけれども。

加藤委員 日銀の金融研究所ですか、アーカイブズをつくった武藤哲さんなどの動きを見ておきますと、アーカイブズを置くことにすると、組織というものは比較的スムーズに動き出すように思えます。銀行内で公募して専門官を1人置き、あとは大学院を卒業された方などを嘱託として雇ったりしながら、非常にうまく機能させている事例があります。

国立公文書館長 昨年度からか一昨年か、日銀もアーカイブズを置くからということで、私どもの方の研修にも職員を派遣して、受講させたんです。私は、武藤さんにもやってくれてありがとうございます。

ただ、やはり日銀はいろいろ他の金融機関は言うに及ばず、非常にナーバスになるのは、人の記録が入っているんです。日銀検査などで収集した、人の記録などが不用意に外に出ることについて、個人情報保護と申しますか、情報公開との関係で非常に神経を使ったということは言っていました。

尾崎座長 違う話なんです、さっきのサーバーの各省共有のような話ですね。ほかの省庁に取り出されてしまうのではないかと申すことを気にしませんか。

山田委員 するでしょう、それは。

尾崎座長 各省庁は。

山田委員 ただ、それはセキュリティーの問題ですから、多分、そこは何とかなるはずなんです。そこは、もうむしろ技術の問題だと思いますけれども。それこそ、私に聞かれても困るんですが。

尾崎座長 だけど、きっとそれをすごく気にするでしょう。

三宅委員 私は、だからそれが心配だったら、課ごとのサーバーを1つずつ置いておいて、それで移管の手続の中で統一的なサーバーに移管するというのはあり得ると思っっているんですけれども。

総務省行政管理局高野管理官 文書管理業務については、本年6月末に、各省庁の官房長等で構成する各府省CIO連絡会議の場で同業務を最適化計画の対象にするということを決めて、政府として一歩踏み出しました。

さて、そこで、この文書管理業務の最適化についてどういう対象設定をするのかが大きく問題になってきます。間違いなく言えるのは、今は電子的な決裁をするための文書管理のシステムを府省ごとにそれぞれ開発していますが、これは経済的でも効率的でもなく、不合理です。少なくとも、各府省とも共通のシステム設計でもってやっていくことが合理的なのではないかということがあります。

それとは別の問題として、全政府として1つの文書管理システムを導入することとするのか。そうではなくて、システムの基本的な構造は共通とした上で、府省ごとに少しずつオプションを付けたり、若干修正や変更を加えることはあるかもしれませんが、基本的な構造は一緒にしてもやはり現在と同様に府省ごとに文書管理をするということにするのかという問題があります。しかし、単にシステム開発を共通にするということから、一足飛びに先に進んでしまって、政府全体の文書管理のようなものがいきなり出てくるのかどうか。最適化の具体的な検討は今後の問題ではありますが、やはり現実的な問題として、後者のようなところにいきなり行くのはなかなか難しいだろうという気がします。と申すのは、各府省あるいは庁委員会ごとにそれぞれの業務が執行されていますので、それと切り離れた形で文書管理だけいきなり統一するという事は、なかなか難しいということです。ただ、そうは言いましても、決裁文書の管理ということに関しては、全政府でなるべく共通のシステムでつくっていかうというのが第1点ということになります。

他方で、先ほど来課ごとのサーバー等に蓄えられている文書等ということで何度かお話

にも出ていますけれども、そういう意味でサーバー一般ということを考えますと、やや問題の広がりが増えてきます。行政機関としての意思決定を行うために文書を起案し決裁するための管理システム、そういう意味での文書管理システムとは別に、日常的な活動の中でいろいろな文書をつくるわけです。決裁文書を起案する以前の段階でいろいろなものを、メモをつくったり、変えたり、変更したり、どんどんバージョンをいじりながら、あでもない、こうでもないという文書をいっぱいつくりますが、それらのメモや覚えや作成途中のものがとりあえずサーバーにたまっているわけです。それらについては、必ずしも体系的に蓄えられていない可能性が相当大きいと思います。そういったものまで含めて、いきなり最適化計画でいうところの文書管理業務の最適化対象に取り入れることを目指すこととなるのかどうか。それとも、そういったものは一旦別にして、基本的には行政としての意思決定をするための決裁文書の管理のためのシステムとしてどこまで合理的なものが構築できるのかというのを考えることとするのか。大分そこで最適化の対象範囲が変わってくるだろうと思います。

それは、いずれにしてもこれからの検討課題になります。各府省からの実態をよく聞いた上で、どういう最適化の対象範囲を設定し、どういうシステムを設計していくのかという大きな問題があるだろうと思います。

尾崎座長 ありがとうございます。

大体、時間が迫ってきているんですが、両方の研究会の論点整理、問題点の整理というのは、非常によくやっていただいて、なるほどという感じで承ったわけですが、その後、この論点整理をされたものを見て、各委員の方はいろいろ思われることもあると思いますので、今後の日程について、ちょっと事務方の方と一度検討させていただいて、そして次回の懇談会の日程というのを皆さんに御連絡させていただく。そこは、私にお任せいただくということでもよろしゅうございますでしょうか。

よろしかったら、そうさせていただきたいと思います。

そういうことで、次回の懇談会は、少し検討させていただいて、後日、御連絡を差し上げたいと思います。

いろいろいただきました御意見は、この懇談会でも研究会の方でも、今後の運営に反映させていただけたらと存じます。

本日の議事要旨でございますが、速記録が出来上がり次第、皆様のところにお照会したいと思っております。内容をごらんいただきたいと思います。

それでは、本日はお忙しいところありがとうございました。座長不慣れで、いろいろ御迷惑をおかけしましたが、お許しいただきたいと思います。

どうもありがとうございました。これで終了いたします。